



提出先：JIMGA規制改革部会事務局
羽坂 智 (shasaka@jimga.or.jp)

規制改革要望提案書 (JIMGA規制改革部会)

課題名：消費設備における火気距離の緩和

提案日：2022年4月27日

提案者：岩谷産業(株) 環境保安部 森 宏太郎

連絡先：

概要：高圧ガス保安法一般則 60条1項10号では、その他消費に関する火気距離(5m)を「消費に使用する設備」からと定められているが、「貯蔵設備等」に変更して欲しい。

液化石油ガス その他消費(液石則58条7号)、特定高圧ガス消費者(一般則55条1項3号)の基準では貯蔵設備等となっており、一般則対象設備も同様の基準にし、末端配管等の周囲5m以内でも火気の使用を可として欲しい。

目的：水素・酸素等の末端設備までの配管付近に火気がある場合、火気距離の確保、若しくは流動防止措置等の別途追加措置が必要となるが、液化石油ガス等では不要となるので同等の基準として欲しい。

公開 公開可能 or 非公開

達成のイメージ

法改正、例示基準、通達、KHK基準改定、JIMGA基準改定、その他の関連基準の改訂

コメント：

関連省庁：

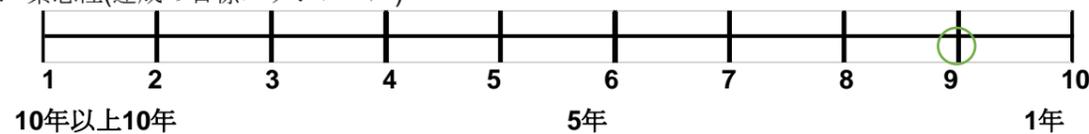
経済産業省、厚生労働省、農林水産省、総務省(消防)、KHK、全溶連、LPガス協会、その他

コメント：

課題の重要性評価

以下の項目を10段階で評価し、優先順位決定の指標とする。

1. 緊急性(達成の目標スケジュール)



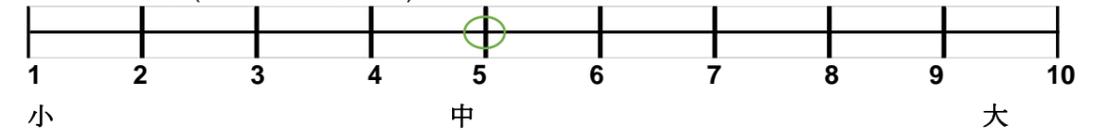
コメント：

2. コストの影響



コメント：

3. 産業界への影響(コストの影響以外)



コメント：

○総合得点：

コメント：

活動の組織体制

JIMGA技術WG (WG)、JIMGAタスクホースチーム、他協会との合同タスクホース (協会)、その他

コメント：

その他

コメント：火気の定義見直し(電気設備)等で影響が緩和される可能性あり
病院内等での酸素からの火気距離を考慮し消費設備等とした可能性もあり背景の調査が必要

[JIMGA使用欄]

受付日：

担当：

コメント：